

郡山市立大成小学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法第2条）

1. 目 的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2. 組 織

本校のいじめ防止に関する措置を実行的に行うために、下記の関係者による「いじめ防止対策会議」を学校運営組織（校務分掌）内に設置する。また、組織的にいじめ防止に取り組むにあたっての中核となって対応にあたる。

郡山市立大成小学校「いじめ防止対策会議」

（いじめ防止対策推進法第22条の基づく必置組織）

○校内職員：校長・副校長・教頭・主幹・教務主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
学年主任・生徒指導主事・加害及び被害児童担任・生徒指導部

○校外関係者：PTA会長・PTA副会長(1名)・地区民生児童委員(2名)・SC
・教育相談員（支援センター職員）

※「主幹」を議長として対応にあたる。

【具体的な取り組み】

- | | |
|---|---|
| ☐ いじめ防止基本方針の策定 | ☐ いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| ☐ いじめ防止基本方針の修正 | ☐ 校内研修の企画・運営 |
| ☐ 情報収集 | ☐ 情報提供 |
| ☐ 緊急対応会議に向けた報告の準備と開催 | ☐ 郡山市教育委員会への報告 |

3. いじめに対する対応・措置の基本方針

- (1) いじめに関する児童からの相談や通報を受けた時および在籍児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を郡山市教育委員会に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容に及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、郡山警察署（又は開成駐在所）と連携して対処する。
- (6) 重大事態への対応の場合は、郡山市教育委員会及び外部専門家等を加える。

※重大事態とは：いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日を目安。又は一定の期間連続して欠席）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

4 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、本校在籍の全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(2) 教職員による指導

①情報収集の場の確立及び児童への指導の徹底

②いじめを許さない体制の確立と児童への周知

③自己有用感を高める指導

○学級経営を中心にした児童の活躍の場を作り、適切に評価することで、集団への所属感と存在感を持たせる。

○わかる授業を実践し、自己肯定感を高める。

④道徳の時間を中心とし、思いやりの心を育てる

⑤異学年との交流の推進

⑥SNS上などインターネットを介したいじめへの対応

○授業における情報モラル教育の実践

○児童や保護者を対象とした「情報に関するアンケート」の実施による、実態の把握と啓蒙。

⑦新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う事などを通じ、偏見や差別が生じないようにする。

(3) 児童に培う力とその育成

①自尊感情と自己有用感

②規範意識を持ち、善悪の判断力

③他者との違いを認識し、認めることができる力

④自分の思いを正しく伝えられるコミュニケーション能力

(4) 児童の主体的な取り組み

①児童会を中心にいじめの防止を啓蒙し、また、ふれあい活動(兄弟学年)の充実を図る。

②高学年を中心に道徳の時間や特別活動の時間を活用して、いじめ防止活動を計画的に取り組む。

(5) 家庭・地域との連携

①ホームページで本校のいじめ防止基本方針の周知をする。

②適時又は随時、学年学級懇談会や教育相談等で話し合いを行う。

③関係機関との連絡や報告を密にする。

5 早期発見の在り方

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。

この認識に基づき、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しよう心がける。

【独自の判断は禁物！ 素早く対応】

×「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なる喧嘩だろう」等々の考えは捨てる。

☐「いじめは絶対許されない」との認識に立つ。

☐「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。

☐「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提に判断する。

☐「小さい芽のうちに摘む」ことを重視する。

【学校におけるいじめのサイン例】

☐急な体調不良 ☐遅刻・早退の増加 ☐机・椅子・学用品などの乱雑さ

☐学用品・教科書・体育着等の紛失 ☐学用品の破損・落書き ☐保健室への来室の増加

☐日頃交流のない児童との行動 ☐発言や言動に対する皮肉や失笑、からかいの頻発

☐多数の児童からの執拗な質問 ☐衣服の過度な汚れ ☐業間時やグループ活動での単独行動

☐突然のあだ名 ☐特定児童からの逃避・忌避 等

【家庭におけるいじめのサイン例】

- ☐登校しぶり ☐転校の希望 ☐外出の回避 ☐感情の起伏の顕著化
- ☐教師や友達への批判増加 ☐隠し事の発覚 ☐家庭のお金の紛失と金遣いの荒さ
- ☐衣服の不必要な汚れ ☐体への傷やいたずらの痕跡 ☐過度なネットへの依存

(2) 取り組み

- ①「いじめ調査」と教育相談（対児童）の実施 ※生徒指導部の運営による
 - 每学期1回、「いじめ調査」を実施する。
 - 対保護者教育相談前には、2回目の資料をもとに児童との教育相談を行う。
- ②児童理解と日常的観察
 - 登校後、いつもと様子が違ったりふさぎ込んだりしている児童がいないかなど、児童の表情・態度をよく観察し、気になる児童に対しては、速やかに話を聴くよう努める。
 - 長い休み時間に一人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - 日記等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。
- ③生徒指導に係る情報交換会
 - 職員会議、職員打合わせで、生徒指導の情報交換会を行い、本校児童の現況やいじめの兆候の把握に努める。

6 いじめに対する具体的な措置

(1) 素早い事実確認

- ①速やかな報告の徹底
 - 情報受信者 → 担任・学年主任 → 教頭・主幹 → 校長・副校長のルートで直ちに報告する。
 - 情報受信者を中心に「いじめ発見報告書」（別紙）を作成し、教頭へ提出する。
 - 第1次緊急対応会議を開催し、報告書の内容を周知する。
- ②緊急対応会議 ※当該児童に対応する前に、事実確認をするための会議（事実確認票の作成）
 - 構成人員
 - ・校長 ・副校長 ・教頭 ・主幹 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・当該児童学年担任 ・養護教諭
 - ・特別支援教育コーディネーター ・生徒指導部
 - 資料
 - ・いじめ発見報告書 ・「被害、加害」児童の家庭環境調査票及び学級経営誌
 - 事実の確認
 - ・状況（氏名、日時、場所、人数、態様等） ・動機や背景・被害加害両児童の家庭環境や言動（問題行動を含めて）、性格等 ・周知の有無（家庭、教職員、他の児童）
 - 聴き取りのための計画
 - ※該当学年の教員が、複数で行う。児童によっては男女または同性同士で聴き取りする。
 - ・役割分担 — 被害児童への聞き取り、加害児童への聞き取り、周辺児童への聞き取り、該当児童保護者への連絡
- ③聞き取りによる事実の確認 ※聞き取り票の活用
 - 被害児童への聞き取り（学年主任、主幹、担任、養護教諭）
 - ・被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
 - ・話したがらない場合は、時間を取り、性急にならずに相手の気持ちに寄り添って話を聴く。
 - 加害児童への聞き取り（学年担任、生徒指導主事、生徒指導部）
 - ・いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
 - ・いじめの認識がなかった場合、威圧的にならずに受容的に聴く。
 - ・「いじめは絶対許されない行為」であることを認識させ、喧嘩両成敗的な指導はしない。
 - 周辺児童への聞き取り（学年担任、教務主任、特別支援教育コーディネーター 生徒指導部）
 - ・この段階では善悪の判断をせず、知っていることのみの確認をする。
 - ・内容に矛盾がないかどうか慎重に多面的に検討し、事実を明らかにする。
 - ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

○被害加害両児童の保護者への説明（校長、副校長、教頭、主幹、教務主任、学年主任（担任））

- ・直接会って面談し、現状を説明する。
- ・保護者の立場や心情を十分に理解し、解決に向けての対応について説明する。

（２）組織的対応

①第２次緊急対応会議

○事実の確認と情報の共有

- ・聞き取り内容や保護者への説明による新たな事実等を共有する。

○指導方針並びに指導体制の決定

- ・該当児童、周辺児童、保護者への指導方針と具体的な対策の決定並びに担当者の決定。

②実際の対応

○指導方針と具体的な対策により、共通理解の下、対応に当たる。

○全て時系列で記録を取る。複数で対応する。

○聞き取りの際と同じメンバーで行う。ただし、新たに児童が現れた場合はその児童の担任が加わる。

○完全にいじめの解消が確認できるまで対応する。

７ 重大事態への対応

（１）重大事態の報告

①学校 → 郡山市教育委員会 → 郡山市長に報告する。

②児童生徒や保護者から申し立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査にあたる。

（２）調査組織との設置と調査の実施

①設置・調査は学校設置者である郡山市教育委員会が主体となって進める。（郡山市いじめ対策委員会）

②事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

○いつ頃から ○誰から ○どのような ○背景 ○人間関係 ○学校の対応

（３）校内の対応

①職員会議を開催し、全職員に事実関係を伝える。

②関係する保護者等への対応は、郡山市教育委員会の指示を受ける。

③積極的に資料を提供し、主体的に再発防止に努める。

④児童の心のケアに努める。

（４）関係機関との連携

①郡山市教育委員会の指示の下に、郡山警察署、県中教育事務所、児童相談所との連携を図る。

８ 教育相談体制と生徒指導体制

（１）教育相談体制

①児童へのアンケートを行い、保護者との風通しをよくし、日頃から情報収集に努める。

②ＳＣを活用し、いじめと思われる案件に対して、連携を図り早期解決に努める。

（２）生徒指導体制

①日常の学習や学校生活の充実を第一とする。（子どもたちに自己有用感を持たせる）

②児童の日常の行動をよく観察するとともに、欠席状況や行動等の小さな変化を見逃さない。

③問題行動場面については即時に対応するとともに、事実関係や対応等について全職員に周知する。また、終息については全職員で確認する。

④生徒指導委員会において、全職員による情報交換と共通理解を図る。

⑤「大成の子の約束」に基づき、児童へは同一の指導を行う。

９ 研修

（１）いじめに研修の基本的考え方

①いじめ防止といじめ対応にかかる研修の機会を設ける。

②児童の道徳性や道徳的実践力の向上にかかる研修を重視する。

③児童一人一人が認め合い、高めあうことができる授業の実践や学級作りの研修の機会を設定する。

(2) 取り組み

- ①いじめ防止に関する研修に参加し、全職員にその内容を周知する。
- ②児童一人一人が認め合い、高めあうことができる授業の実践や学級作りの研修に積極的に参加する。
- ③いじめの理解、いじめ発見や組織的な対応の在り方、郡山市教育委員会及び本校のいじめ防止基本方針の周知と理解についての研修会を行い、共通理解を図る。

10 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価

- ①教職員は自己評価を通して、いじめ防止に取り組んでいるか、日々の児童へのかかわり方を振り返り、改善に取り組む。
- ②学校関係者評価を通して、本校のいじめ防止の取り組みについて意見を聴取し、改善を図る。
- ③保護者には授業参観や学校行事等の来校時にアンケートを実施し、情報を得る。

(2) 家庭や地域との連携

- ①学校便りやホームページで学校評価の結果やいじめ防止に関する学校の考え方や方針を伝える。
- ②本校の「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
- ③家庭や地域の関係機関との風通しをよくし、いじめ防止、早期発見・早期対応に努める。

11 その他

(1) 児童と向き合う時間の確保

- ①教育活動や校務の精選を図り、児童と触れ合える時間を取り、指導改善に役立てる。
- ②校務分掌の適正化を図る。
- ③授業支援のサポート体制の整備を図る。(補欠や個別指導)

(2) 担任の指導力の向上

- ①学習指導をはじめ学級経営の充実のための力量を高めるために、日々の研鑽に努める。
- ②授業の充実に努める。
- ③日々の指導を謙虚に振り返り、常に改善を図る。

(3) 地域との連携

- ①問題となる事案が発生した場合やその恐れがある場合、速やかに報告があるように、窓口を教頭とする。
- ②地区の各団体等の会合には管理職を中心に参加し、情報が収集しやすい環境を整えておく。

いじめ対応にかかる事実確認票

	確認項目	具 体 的 事 実
1	発生日時（確認日時）	令和 年 月 日（ ）
2	発生場所（確認場所）	
3	被害児童	年 組 氏名 （ 男 ・ 女 ）
4	加害児童（又は集団）	年 組 氏名 （ 男 ・ 女 ）
5	動機やきっかけ	
6	具体的な状況	
7	被害児童並びに加害児童の 家庭環境	【被害児童】 【加害児童】
8	被害児童並びに加害児童の 日常の行動や言動	【被害児童】 【加害児童】
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動	
11	その他	

本事案への具体的な対応方針と対応の記録

項 目	方 針 内 容	担当職員
対応方針		
被害児童		
加害児童		
被害児童保護者		
加害児童保護者		
周辺児童		
周辺児童保護者		
教育委員会		
報道機関		

年 間 計 画

時 期		取 組 み 内 容	備 考
1 学 期	4月	通年の取り組み	
		・ 自己有用感を高める指導 ・ 生徒指導に係る情報交換会（職員会議，生徒指導委員会）	
		・ 連休前の指導	生徒主導主事
	5月		
	6月	・ いじめ調査① ・ 情報に関するアンケート	
2 学 期	7月	・ 夏季休業前の指導	生徒指導主事
	8月	・ いじめ校内研修会（本校基本方針の確認）	
	9月	・ 校内いじめゼロ標語コンクール	生徒指導委員会主催
	10月		
	11月	・ いじめ調査②	
3 学 期	12月	・ 対保護者教育相談 ・ 冬季休業前の指導	生徒指導主事
	1月		
	2月	いじめ調査③	
	3月	・ 学年末始休業前の指導	生徒指導主事